

## 岩手県内の医療機関の方へのお知らせ

令和5年4月1日から機構の退職者福祉制度が改正され、これに伴い、退職者医療補助金請求書及び機構会員証の様式・記載内容が変更されました。

### ○ 様式・記載内容の変更

#### 1 退職者医療補助金請求書

「岩手県内の医療機関（国立病院機構を除く。）へのお願い」が主に変更されましたのでご確認ください。

- ※ 医療機関証明欄の記載事項に変更はありません。
- ※ 従前の医療補助金請求書も当面の間使用できます。

#### 2 機構会員証

- (1) 「会員証記号」が「2」で始まる会員のほかに「5」で始まる会員が新たに追加されます。
- (2) 「5」で始まる会員は、「医療補助金有効期限」が「医療補助金有効期間」に変わります。

改正前		改正後	
医療補助金 有効期限	70歳到達日の属する月の末日まで ( 2×××年 ×月 ×日 )	医療補助金 有効期間	2×××年×月×日から 2×××年×月×日まで

- ※ 従前の会員（記号が2で始まる会員）は、会員証の変更はありません。
- ※ 会員証記号が5で始まる会員は、誕生日が昭和38年4月2日以降、かつ、退職会員等の資格取得日が令和5年4月2日以降の者です。
- ※ 詳しくは、次ページ以降の新様式の見本をご確認ください。

# 年 月分 医療補助金請求書

(この用紙はコピーして使用できます)

本人記入欄	会 員 証 号 記 号 番 号	記 号	番 号	
	療 養 者 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
会員の方は裏面の注意事項を御確認のうえ、請求してください。				

※ 機構使用欄

契約

個人

医療機関証明欄	診 療 区 分 (○で囲んでください)	入 院 ・ 外 来 ・ 歯 科 ・ 調 剤 ・ 接 骨 ・ 訪 問 看 護		入 院 又 は 通 院 日 数	日
	入 院 ・ 外 来 歯 科 ・ 調 剤	診 療 点 数 (レセプトの合計点数を記入してください)	点	※機構使用欄	
	接 骨 訪 問 看 護	施 術 料 ・ 診 療 費 (レセプトの合計金額を記入してください)	円		
	医 療 機 関 コー ド	<b>見 本</b>			
医 療 機 関 名 称					

### 岩手県内の医療機関（国立病院機構を除く。）へのお願い

この用紙は、本機構の退職会員又は配偶者会員が、保険診療を受けるときに使用するものです。会員から提出を受けたときは、次の事項に留意のうえお取り扱いくださるようお願いいたします。

- 1 窓口では受診した会員に医療保険各法に基づく一部負担金額等を請求してください。
- 2 上記の本人記入欄について、記入内容が本請求書の提出と併せて提示される会員証（医療機関受診用）の内容と相違ないか確認ください。
- 3 医療補助金の請求対象となる受診期間の開始月及び終了月は、次の表のとおりです。

記号が「2」で始まる会員	開始月	資格取得日の属する月又は満55歳に達する日の属する月のいずれか遅い月
	終了月	満70歳に達する日の属する月
記号が「5」で始まる会員	開始月	原則として満65歳に達する日の属する月（原則開始月を繰り上げる場合があるため、会員証の医療補助金有効期間の欄に記載された日付で御確認ください。）
	終了月	開始月から起算して120月を経過する月

- 4 この請求書は、診療月ごと、入院・外来ごとに作成するものです。なお、調剤薬局においては、同一月に複数の医療機関からの処方箋に基づき複数の処方を行った場合にも、ひと月分を1枚にまとめてください。
- 5 会員から提出された医療補助金請求書は、ひと月分をまとめ、これに「業務手数料請求書」を添付し、診療月の翌月15日までに本機構あて送付してください（遡り請求があった場合にも対応をお願いします）。

<請求書送付先・お問い合わせ先>

住所:〒020-0021 盛岡市中央通二丁目8番21号

一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構 電話:019-653-4656

**岩手県市町村職員健康福利機構会員証  
(医療機関受診用)**

記号番号		
会員種別		
氏名		
性別		
生年月日		
会員資格 取得年月日		
医療機関 への提示	<b>必要</b>	保険証と一緒に窓口 に提示してください。
医療補助金 有効期間		
<b>一般財団法人 岩手県市町村職員健康福利機構</b> 盛岡市中央通二丁目8番21号 電話 (019) 653-4656(代)		一般財団法人 岩手県市町村職員健 康福利機構
発行年月日		

**見 本**

改正前		改正後	
医療補助金 有効期限	70歳到達日の属する月の末日まで ( 2×××年 ×月 ×日 )	医療補助金 有効期間	2×××年×月×日から 2×××年×月×日まで

- ※ 従前の会員（会員証記号が2で始まる会員）は、会員証の変更はありません。
- ※ 会員証記号が5で始まる会員は、誕生日が昭和38年4月2日以降、かつ、退職会員等の資格取得日が令和5年4月2日以降の者です。